

空き家、募集中

地域のためにその空き家、活かしてみませんか？



錦江町では、空き家バンクに登録する空き家を募集しています。

錦江町へ移住を希望する方や、
仕事で錦江町へ引っ越す方、
子どもの成長に合わせて引っ越したい方、
空き家を求めている方がいます。



売りたいひと
貸したいひと

- ①登録申込書を役場へ提出
- ②見学希望者から連絡があれば見学の対応や、詳細を説明
- ③お互いの条件が一致したら契約※

買いたいひと
借りたいひと

- ①錦江町ホームページで「空き家バンク」を閲覧
- ②利用申込書を役場へ提出
- ③見学したい空き家があれば役場へ連絡
- ④お互いの条件が一致したら契約※

町内の空き家を
「空き家バンク」に登録しませんか。

※契約については当事者同士で行っていただきます。

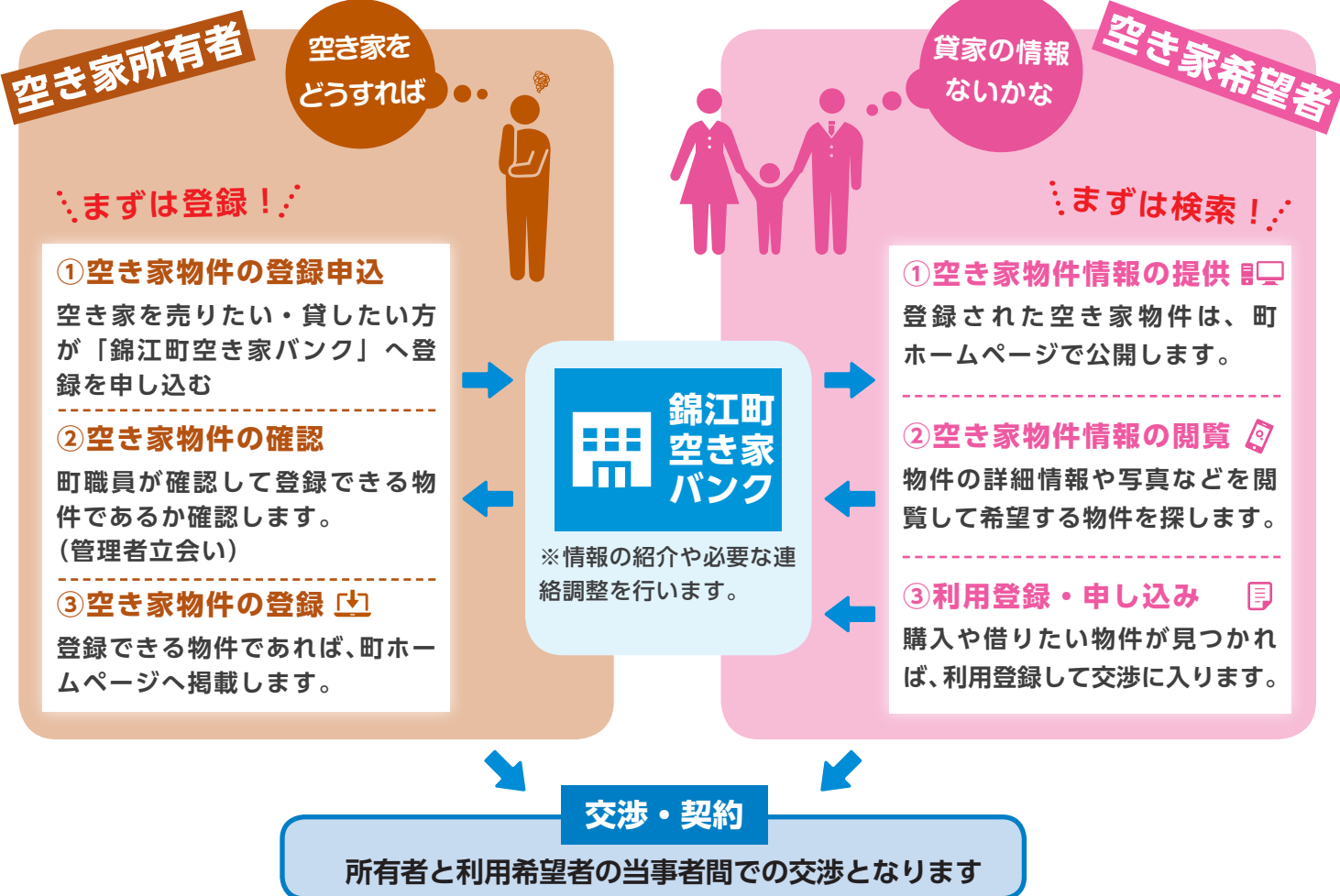
町は、ホームページへの掲載のみを行います。賃貸または売買契約に関する
ことは所有者の方に行っていただきます。

問 錦江町役場 政策企画課 ☎ 0994-22-3032

☎ 0994-22-3032 FAX:0994-22-1951 メール :seisaku@town.kinko.lg.jp

住宅と空き家に関する補助事業をご紹介

空き家バンクへの登録と利用の流れ



空き家リフォーム補助金

- 空き家リフォーム補助金：改修工事費の **20%（上限 20 万円）** を補助します！
 - 家財撤去費用：家財撤去に要する費用が 5 千円以上の場合、**20 万円を上限に全額補助**します。
- ※両方あわせて**上限 40 万円まで**補助します。

住宅リフォーム補助金

※町内に居住し、住所を有する方

- 改修工事費の **10%（上限 15 万円）** を補助します。
- ※特別要件（65 歳以上、18 歳未満、障がい者の方）がいる場合は、改修工事費の **20%、上限 30 万円**を補助します。

空き家解体補助金

- 解体撤去工事費の **10%（上限 15 万円）** を補助します。
- ※建築後 10 年以上経過し、1 年以上居住していない住宅が対象になります。
※倉庫や車庫のみの解体は対象外になります。

補助金交付の流れ

業者の見積もり

申請書の提出

審査・交付決定

工事の実施

実績報告書の提出

補助金の交付

各制度には条件がありますので、詳しくは錦江町役場政策企画課へ問合せください。

問合せ ▶ 錦江町役場 政策企画課
☎ 0994-22-3032

右記 QR コードから錦江町空き家
バンクの登録物件が確認できます



※改修工事は交付決定後に着手してください。着手後の事後申請はできません。